

『自治体風力』の概要について

1. 『自治体風力』の概要

(1) 目的と受付条件

a. 目的

『自治体風力』の系統連系受付は、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県 および 新潟県、ならびに、各県内の市町村（以下、「各自治体」という。）の再生可能エネルギー発電導入拡大 および 震災復興に関する施策に貢献することを目的に実施します。

b. 受付条件

次の条件のいずれかに該当する案件を『自治体風力』として受け付けます。

ただし、新潟県佐渡市、新潟県岩船郡粟島浦村、山形県酒田市（飛島）の離島系統は、『自治体風力』の受付の対象外とします。

- ① 各自治体が事業主体（建設費の50%以上を出資）となる案件
- ② 各自治体が定め公表している再生可能エネルギー発電導入拡大に関する計画 または 震災復興に関する計画に基づき、公募等により選定され、公表された案件（公募等に申請中の案件を含む、ただし、不採択となった場合は受付を取り消す）
- ③ 各自治体が定め公表している再生可能エネルギー発電導入拡大に関する計画 または 震災復興に関する計画に整合する案件であって、震災復興を目的とする政府の補助金事業として採択された案件（補助金事業に申請中の案件を含む、ただし、不採択となった場合は受付を取り消す）
- ④ 地域の産業・経済の活性化につながる案件として、以下の全ての条件を満たす案件
 - ・ 系統アクセス検討の申込受付日の6ヶ月以上前から立地県内に本社を置いている事業者による案件であること
 - ・ 資本金の50%以上を立地県内の個人 または 法人が出資する事業者による案件であること（ただし、NPO法人は本条件の適用を除外）
 - ・ 建設費の50%以上を立地県内の金融機関等から調達する案件であること

(2) 受付区分

『自治体風力』の受付区分は、「[蓄電池等併設型] 出力変動緩和制御型風力」と「[通常型] 中規模風力」とします。

a. [蓄電池等併設型] 出力変動緩和制御型風力

次のいずれにも該当する案件を受付対象とします。

- ① 当社電力系統に1連系地点で連系する風力発電機の定格出力の合計が、新たに設置する風力発電機を含めて2,000kW以上のもの

- ② 1 案件の上限が、第一受付期間においては、1 県あたりの受付量以下のもの、また、第二受付期間^{※1}においては、5 万 kW 以下のもの
- ③ 出力変動緩和制御（蓄電池等の出力制御により、新たに設置する風力発電機に起因する出力変動を緩和）するもの
- ④ 当社からの系統アクセス検討の回答日から起算して、5 年以内に当社電力系統への連系 および 受給を開始するもの

※1：第一受付期間内に受付量が満たされ、平成23年度 および 過去に行った風力発電受付の系統連系候補案件に辞退がない場合は、第二受付期間の受付を行いません。

b. [通常型] 中規模風力

次のいずれにも該当する案件を受付対象とします。

- ① 当社電力系統に1 連系地点で連系する風力発電機の定格出力の合計が、新たに設置する風力発電機を含めて20 kW 以上2,000 kW 未満のもの
- ② 下げ代不足時に発電停止（電力需要の少ない夜間など、需給の一致を図ることが困難となることが想定される際の発電停止）するもの
- ③ 当社からの系統アクセス検討の回答日から起算して、4 年以内に当社電力系統への連系 および 受給を開始するもの

(3) 申込み（系統アクセス検討）の受付期間

第一受付期間：平成24年7月2日～平成25年 6月28日

第二受付期間^{※1}：平成25年7月1日～平成25年11月29日

(4) 受付量

『自治体風力』の受付量は、次のとおりです。

ただし、第一受付期間では、1 県あたりの受付量の上限、ならびに、県・市・町・村エリア毎の系統連系件数1 件の上限を設けて受け付けます。

なお、1. (1) b. 項の受付条件④に適合して申込みいただいた案件については、立地する市・町・村エリアの案件として扱います。

また、第一受付期間で受付量が未達となった場合には、第二受付期間^{※1}において、1 県あたりの上限、ならびに、県・市・町・村エリア毎の系統連系件数の上限を設けずに、受付量に達するまで受け付けます。

受付区分	受付量 ^{※2}	第一受付期間の 1 県あたりの受付量 ^{※2}	第二受付期間 ^{※1} の 受付量 ^{※2※3}
[蓄電池等併設型] 出力変動緩和 制御型風力	1.3 万～ 1.8 万 kW 程度 ^{※4}	1.9 万～2.6 万 kW 程度 ^{※5}	左記の受付量に対し、第一受付期間の1 県あたりの受付量7 県合計が未達となった場合、その未達相当量
[通常型] 中規模風力	2.5 万 kW 程度 ^{※6}	2,000 kW ^{※7}	同上

- ※2：新たに連系する風力発電機の定格出力の合計。
- ※3：1県あたりの受付量の上限はありません。
- ※4：出力変動緩和制御型風力発電の連系可能量（33万kW）から、既連系分、連系予定分、平成23年度風力発電受付（抽選）による系統アクセス検討対象案件分を除いた量であり、13～18万kW程度を想定。第一受付期間・第二受付期間のそれぞれの開始前に確定し、当社ホームページで公表する予定です。また、受付量を跨ぐ案件は、受付量以下となるよう規模の縮小を求めます。
- ※5：受付量を受付対象県数である7で除した量であり、1.9～2.6万kW程度を想定。第一受付期間の開始前の平成24年6月下旬に確定し、当社ホームページで公表する予定です。また、1県あたりの受付量を跨ぐ案件は、受付量以下となるよう規模の縮小を求めます。
- ※6：通常型風力発電の連系可能量の85万kWから、既連系分、連系予定分、平成23年度風力発電受付（抽選）での受付量を除いた量であり、2.5万kW程度を想定。第一受付期間・第二受付期間のそれぞれの開始前に確定し、当社ホームページで公表する予定です。また、受付量を跨ぐ案件まで、規模の縮小を求めず受け付けます。
- ※7：1県あたりの受付量を跨ぐ案件は、規模の縮小を求めず受け付けます。
（例：最大で1,990kW×2案件まで受け付ける可能性があります）

なお、受付量は、平成23年度 および 過去に行った風力発電受付の系統連系候補案件に辞退が発生した場合、当該案件の連系予定量分も反映しますので、変動する可能性があります。そのため、第一受付期間 および 第二受付期間の開始前に、確定した受付量をそれぞれ当社ホームページで公表する予定です。

ただし、辞退の発生などにより、受付量が大幅に変動する場合は、その一部を平成24年度風力発電受付に割り当てる場合があります。

（5）当社が電力を購入する場合の条件

a. [蓄電池等併設型] 出力変動緩和制御型風力

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「特別措置法」といいます。）の施行に伴い、当社電力系統への連系 および 受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法 および 関係法令などに定められた設備の認定（以下、「設備認定」といいます。）を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに拠るものとします。

他方、特別措置法の適用を受けない場合には、特別措置法第9条第1項第2号に基づき算定する額において用いる当社の価格に準じた価格を、季節・時間帯区分に展開した価格により購入するものとし、受給期間は受給開始日から17年間を原則とします。

季節・時間帯区分	
平日 昼間	夏季 その他季
夜間	

- ・「夏季」は毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」は毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- ・「平日昼間」は「休日等」を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- ・「夜間」は夏季、その他季の「平日昼間」を除く時間および「休日等」をいいます。
- ・「休日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2、3、4日、4月30日、5月1、2日、12月29、30、31日をいいます。

b. [通常型] 中規模風力

当社電力系統への連系および受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法の設備認定を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに拠るものとします。

特別措置法の適用を受けない場合には、季節・時間帯を問わず、特別措置法第9条第1項第2号に基づき算定する額において用いる当社の価格に準じた価格により購入するものとし、受給期間は受給開始日から17年間を原則とします。

2. 申込み手続き、系統連系候補者の決定方法

手続きの詳細については「『自治体風力』の系統連系受付要項」系統アクセス検討申込みの手引き」をご覧ください。

(1) 事前相談

系統アクセス検討の申込みに先立ち、『自治体風力』に関する事前相談を、当社各支店 または ネットワークサービスセンター（当社以外への売電、売電先未定の場合）にて、平成23年12月19日以降、受け付けます。

事前相談の内容は次のとおりですが、b. については、ご相談いただく案件が『自治体風力』の受付条件のいずれかに該当すること、または該当する見通しであることを確認した後、協議させていただきますので、当社が指定する様式を当社が指定する窓口まで提出してください。

a. 『自治体風力』全般に関する相談

- ・『自治体風力』の受付条件の適合可能性
- ・『自治体風力』の手続きなどに関するお問い合わせ
- ・系統アクセス検討申込書の提出に関するお問い合わせ

b. 系統連系に関する技術的な相談

(2) 申込み（系統アクセス検討）

事前相談のb. に関する当社との協議が整った案件について、平成24年7月2日以降、当社が指定する様式により、郵送にてお申込みください（郵送先は、事前相談の際にお知らせします）。

なお、書留郵便や簡易書留郵便など、配達日が確認できる手段でご郵送ください。

申込みの受付については、次のとおり扱います。

- ・ 第一受付期間の開始前（平成24年7月1日以前）に申込み書類が当社に到着した案件は、平成24年7月2日（月）に到着したものとします。

- ・ 第二受付期間の終了後（平成25年11月30日以降）に申込み書類が当社に到着した案件は、申込みを受け付けず、無効とします。
- ・ 土、日、休日、当社の業務時間外に申込み書類が到着した案件は、直後の当社営業日に到着したものとします。
- ・ 申込み書類の到着後、書類に不備がないことを確認できた案件について申込完了とし、申込書が当社に到着した日を申込受付日とします（書類に不備がある場合には、改めて郵送いただき、不備が解消したことを確認した時点で申込完了とし、不備のない書類が当社に到着した日を申込受付日とします）。

（3）系統アクセス検討対象案件の確定方法

申込受付日順に、新たに連系する風力発電機の定格出力の合計を累計し、受付量（第一受付期間は1県あたりの受付量）を跨ぐ案件までを、系統アクセス検討対象案件として確定します。ただし、〔蓄電池等併設型〕出力変動緩和制御型風力の場合、受付量（第一受付期間は1県あたりの受付量）を跨ぐ案件は、受付量以下となるよう規模の縮小を求めます。

なお、申込受付日が重複し、かつ受付量（第一受付期間は1県あたりの受付量）を超過する場合や、第一受付期間において申込受付日が同一で県・市・町・村の各エリアに複数の申込みがあった場合は、抽選で受付順を定めて系統アクセス検討対象案件を確定します。

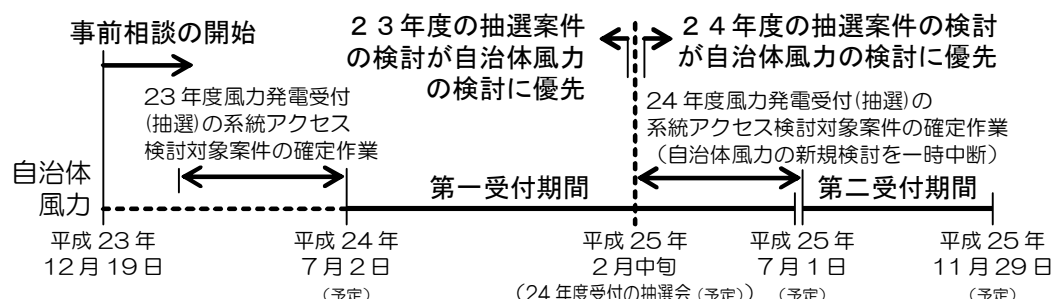
また、抽選が必要な場合には、対象者に対し個別に連絡します。

a. 留意事項

- ・ 第一受付期間内に申込受付したものの、1県あたりの受付量の制約、県・市・町・村エリア毎の系統連系件数1件の制約により系統アクセス検討対象案件とならなかった案件については、第二受付期間開始時点で全体の受付量が未達の場合、第二受付期間に申込された案件に優先して、申込受付日順に受付量を跨ぐ案件までを系統アクセス検討対象案件とします。ただし、〔蓄電池等併設型〕出力変動緩和制御型風力の場合、受付量を跨ぐ案件は、受付量以下となるよう規模の縮小を求めます。
- ・ 平成23年度および平成24年度風力発電受付（抽選）の案件と『自治体風力』の案件間の系統アクセス検討の優先順位は、次のとおりとします。なお、平成24年度風力発電受付（抽選）のスケジュールについては、別途、お知らせします。
 - 平成23年度風力発電受付の抽選案件の検討を、『自治体風力』案件の検討より優先します。
 - 第一受付期間の受付開始日の平成24年7月2日から平成24年度風力発電受付の抽選会前日までに申込受付となった『自治体風力』案件の検討は、平成24年度風力発電受付の抽選案件の検討より優先します。
 - ただし、第一受付期間における系統アクセス検討の申込受付案件で、1県あたりの受付量の制約、県・市・町・村エリア毎の系統連系件数の制約により系統アクセス検討に至らなかった案件が、第二受付期間に系統アクセス検討を開始することになったケースについては、第一受付期間での申込受付日が平成24年度風力発電受付の抽選会前日以前であったとしても、

平成24年度風力発電受付の抽選案件の検討を、『自治体風力』の案件の検討より優先します。

- 平成24年度風力発電受付の抽選会当日から第二受付期間の受付終了日の平成25年11月29日までに申込受付となった『自治体風力』案件の検討については、平成24年度風力発電受付の抽選案件の検討を優先します。



(4) システムアクセス検討の実施と回答

システムアクセス検討の対象として確定した案件について、検討手数料(21万円)を申し受け、その後、当社はシステムアクセス検討を実施します。

また、検討結果については、検討の開始から、原則として3ヶ月以内に文書にて回答します。

(5) システム連系候補者の決定

システムアクセス検討結果に関する協議を行い、協議が整った案件について、システム連系候補者決定に関する手続きに関するご案内をします。

システム連系候補者の決定手続きとは、当社所定の「電力受給仮契約書」の締結、もしくは当社所定の「覚書」の交換とし、決定手続きに関するご案内をした翌日から起算して1ヶ月後を目途に当社が定めた日を決定手続きの期限とします。

なお、当社が定めた日までに「電力受給仮契約書」の締結 もしくは「覚書」の交換ができなかった場合は、システム連系候補者となることを辞退したものとみなします。

(6) 契約保証金の預託

「電力受給仮契約書」の締結、もしくは「覚書」の交換以降、1ヶ月以内に契約保証金(新たに連系する風力発電機の定格出力の合計に対し1kWあたり600円)を当社に預託していただきます。

なお、契約保証金の預託ができなかった場合は、システム連系候補者を辞退したものとみなします。

3. 今後のスケジュール

平成23年12月16日	説明会の開催
平成23年12月19日	事前相談受付の開始 ・『自治体風力』全般に関するご相談 ・系統連系に関する技術的なご相談
平成24年 6月 下旬	受付量（第一受付期間の1県あたりの受付量）の確定と公表（当社ホームページ）
平成24年 7月 2日	第一受付期間の申込み（系統アクセス検討）の開始
平成24年7月2日以降 （申込みから系統連系候補者決定までの流れ）	① 郵送による申込み（系統アクセス検討） ② 申込み書類に不備がないことを当社が確認し申込完了 ③ 申込受付日順に系統アクセス検討対象案件を決定 （申込受付日が重複し、かつ受付量を超過する場合等は抽選を実施） ④ 申込受付日順に系統アクセス検討を開始 ⑤ 系統アクセス検討結果の回答 （系統アクセス検討の開始後、原則として3ヶ月以内に文書で回答） ⑥ 系統連系候補者決定手続きに関するご案内の送付 ⑦ 当社が定めた日までに電力受給仮契約書の締結もしくは覚書の交換 （期限はご案内をした翌日から起算して1ヶ月以内とし、締結もしくは交換をもって系統連系候補者として決定） ⑧ 系統連系候補者として決定後、1ヶ月以内に契約保証金を当社に預託 （保証金の預託が無い場合は、辞退したものとみなす）
平成25年2月中旬以降	平成24年度風力発電受付（抽選）の系統アクセス検討対象案件の確定作業を開始するため、新たな『自治体風力』の系統アクセス検討の開始（上記④）を一時中断（申込受付は継続）
平成25年 6月 下旬	新たな『自治体風力』の系統アクセス検討（上記④）の再開 第二受付期間の受付量の確定と公表（当社ホームページ）
平成25年 6月28日	第一受付期間の申込み（系統アクセス検討）の終了
平成25年 7月 1日	第二受付期間の申込み（系統アクセス検討）の開始
平成25年11月29日	第二受付期間の申込み（系統アクセス検討）の終了

※ 平成23・24年度風力発電受付の抽選への申込み状況などにより、スケジュールが変更となる場合があります。

※ 第一受付期間内に受付量が満たされ、平成23年度 および 過去に行った風力発電受付の系統連系候補案件に辞退がない場合は、第二受付期間の受付を行いません。

4. その他

(1) 当社が電力を購入しない風力発電の扱いについて

逆潮流（電力系統への電力流入）のない自家消費型風力発電や、当社以外への電力供給を計画している風力発電についても、当社電力系統へ連系される場合、出力変動が電力系統へ与える影響は同様であることから、受付の対象とします。

(2) 受付条件を満たさなくなった場合の扱いについて

申込み（系統アクセス検討）以降、『自治体風力』の受付条件を満たさなくなった場合には、その時点において申込みを取り消し、系統連系候補者決定後の場合は系統連系を辞退していただきます。

(3) 平成23年度 および 平成24年度風力発電受付（抽選）の案件と同一の案件を『自治体風力』として申込む場合の扱いについて

『自治体風力』のいずれかの受付条件に該当する場合には、平成23年度 および 平成24年度風力発電受付（抽選）の案件（以下、「抽選案件」という。）と同一の案件を『自治体風力』に申込むことができます。

ただし、抽選案件 または『自治体風力』のいずれか一方でアクセス検討対象案件となった場合には、他方の申込みを取り消します。

以 上